

令和5年度

第2回山口市国民健康保険運営協議会

【 資 料 】

令和6年2月8日(木)

健康福祉部保険年金課

目 次

議題(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況について	1
・ 新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況	2
議題(2) 令和5年度山口市国民健康保険特別会計決算見込みについて	5
・ 令和5年度山口市国民健康保険特別会計の状況(決算見込み)	6
・ 国民健康保険料(税)の収納状況	7
・ 令和5年度決算見込み 歳入事項別明細書	8
・ 令和5年度決算見込み 歳出事項別明細書	9
・ 国民健康保険料の軽減の状況	10
・ 国民健康保険料の減免の状況	10
・ 保険証の取り扱い	11
・ 保険制度の適正化、居所不明調査等	12
・ 医療費適正化特別対策事業	13
・ 保健事業の実施状況	14
議題(3) 令和6年度山口市国民健康保険事業計画(案)及び 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算(案)について	21
・ 令和6年度山口市国民健康保険事業計画(案)	22
・ 制度改正等の状況	24
・ 令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算(案)(概要)	26
・ 令和6年度山口市国民健康保険料率(案)	27
・ 令和6年度予算(案) 歳入事項別明細書	28
・ 令和6年度予算(案) 歳出事項別明細書	29
資料集	31
・ 被保険者数の推移	32
・ 医療費の推移	35
・ 1人当たり医療費の推移	38
・ 国保用語解説【予算・決算関係】	41
・ 国保用語解説【その他】	44
・ 国民健康保険関係法令(抜粋)	49

議題(1)

新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況について

新型コロナウイルス感染症に伴う対応状況

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に位置づけられました。それに伴い、国の基準は、

- ・減 免：令和4年度相当分の保険料まで
- ・傷病手当金：令和5年5月7日までに感染した被保険者まで

が対象となっています。

前回の会議でお示しした令和5年6月末時点から、新たな申請等はありません。これまでの申請状況は、下記のとおりです。

◇保険料の減免

- ・これまでの申請状況等

(令和5年12月末現在)

対象年度	申請件数	減免決定件数	減免決定額	不承認件数 ^(※1)
令和元年度分 (R2.2.1~R2.3.31)	169 件	153 件	5,739,480 円	16 件
令和2年度分	215 件	198 件	39,734,330 円	17 件
令和3年度分	99 件	82 件	16,757,090 円	17 件
令和4年度分	30 件	25 件	3,336,740 円	5 件
合計	513 件	458 件	65,567,640 円	55 件

(※1)不承認の主な理由：減免基準(事業収入等の減少額が前年の同収入の10分の3以上)を満たしていない

◇傷病手当金の支給

- ・これまでの申請状況等

年度	申請者数	支給決定者数	支給決定額	不承認者数 ^(※1)
令和2年度	0 人	0 人	0 円	0 人
令和3年度	5 人	5 人	254,659 円	0 人
令和4年度	84 人	83 人	2,421,797 円	1 人
令和5年度 (12月末現在)	3 人	3 人	42,060 円	0 人
合計	92 人	91 人	2,718,516 円	1 人

(※1)不承認の主な理由：傷病手当金の支給対象日数に該当する就労予定日がなかったため。

◇財政支援の状況

・保険料の減免

(令和5年12月末現在)

対象年度	交付額	備 考
令和元年度分 (R2. 2. 1~R2. 3. 31)	5,739,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度特別調整交付金 5,134千円(補助率:10/10相当額) 令和3年度特別調整交付金 605千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))
令和2年度分	39,734,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度災害等臨時特例補助金 20,651千円(補助率:6/10相当額) 令和2年度特別調整交付金 14,866千円(補助率:災害等臨時特例補助金申請分の4/10相当額) 令和3年度特別調整交付金 2,571千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分)) 令和4年度特別調整交付金 1,646千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))
令和3年度分	16,757,000 円 (申請予定額を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度災害等臨時特例補助金 8,113千円(補助率:6/10相当額) 令和3年度特別調整交付金 5,409千円(補助率:災害等臨時特例補助金申請分の4/10相当額) 令和4年度特別調整交付金 3,062千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分)) 令和5年度特別調整交付金で申請予定 173千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))
令和4年度分	3,336,000 円 (申請予定額を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度特別調整交付金 2,267千円(補助率:10/10相当額) 令和5年度特別調整交付金で申請予定 1,069千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))

・傷病手当金の支給

(令和5年12月末現在)

対象年度	交付額	備 考
令和2年度分	0 円	-
令和3年度分	254,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度特別調整交付金 153千円(補助率:10/10相当額) 令和4年度特別調整交付金 101千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))
令和4年度 ~ 令和5年度分 (R5. 5. 7感染分まで)	2,463,000 円 (申請予定額を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度特別調整交付金(R4. 4. 1~R4. 12. 31感染分) 2,099千円(補助率:10/10相当額) 令和5年度特別調整交付金(R5. 1. 1~R5. 5. 7感染分)で申請予定 364千円(補助率:10/10相当額(実績との差額分))

議題(2)

令和5年度山口市国民健康保険特別会計決算見込みについて

令和5年度山口市国民健康保険特別会計の状況(決算見込み)

《歳入》※詳細は8ページに記載しています。

(単位：千円)

(参考)

歳入の区分		当初予算額	補正等の 予定額	決算見込額 (補正後の額)	構成割合	補正予算等の概要	令和4年度 決算額
1・2	保険料(税)	3,245,244	0	3,245,244	15.92%		3,277,369
3	使用料及び手数料	2,002	0	2,002	0.01%		1,574
4	国庫支出金	1	0	1	0.00%		3
5	県支出金	15,244,293	▲11,185	15,233,108	74.71%	特別交付金の減 (保険者努力支援、特定健診等負担金、県繰入金(2号)の減)	14,487,430
6	財産収入	22	0	22	0.00%		32
7-1	一般会計繰入金	1,465,082	▲19,033	1,446,049	7.09%	職員人件費等の減額及び保険基盤 安定、未就学児均等割保険料等の 額の確定等に伴う繰入金の減	1,426,282
7-2	基金繰入金	369,859	▲55,866	313,993	1.54%	国民健康保険支払準備基金繰入金 の減	0
8	繰越金	1	68,324	68,325	0.34%	前年度繰越金の増	40,785
9	諸収入	86,706	▲7,073	79,633	0.39%	雑入(前年度の保険給付費等交付 金償還金分)の減	75,391
合計		20,413,210	▲24,833	20,388,377	100.00%		19,308,866

《歳出》※詳細は9ページに記載しています。

(単位：千円)

(参考)

歳出の区分		当初予算額	補正等の 予定額	決算見込額 (補正後の額)	構成割合	補正予算等の概要	令和4年度 決算額
1	総務費	284,840	▲10,067	274,773	1.35%	職員人件費、一般事務費等の減	252,006
2	保険給付費	15,056,969	▲10,500	15,046,469	73.80%	出産育児一時金の減	14,074,820
3	国民健康保険 事業費納付金	4,726,869	0	4,726,869	23.18%		4,615,702
4	共同事業拠出金	10	0	10	0.00%		0
5	保健事業費	285,401	▲4,266	281,135	1.38%	特定健康診査事業費、特定保健指 導事業費、重症化予防事業費、は り・きゆう施術助成費の減	244,666
6	基金積立金	1	0	1	0.00%		0
7	諸支出金	49,120	0	49,120	0.24%		53,347
8	予備費	10,000	0	10,000	0.05%		0
合計		20,413,210	▲24,833	20,388,377	100.00%		19,240,541

国民健康保険支払準備基金 令和5年度末基金保有額 約12億7千万円(見込)

国民健康保険料（税）の収納状況

◇令和5年度の収納状況（令和5年12月末現在）

【現年分】

（参考）

保険料（税）		調定額	収納額 （還付未済額を除く）	収納率
現年分	一般被保険者			
	医療分	2,284,728,860円	1,452,597,373円	63.58%
	支援分	667,787,500円	424,594,055円	63.58%
	介護分	239,607,590円	145,168,510円	60.59%
(A) 合計		3,192,123,950円	2,022,359,938円	63.35%

令和4年度収納率	
12月末	最終
63.55%	96.44%
63.67%	96.46%
61.29%	93.93%
63.41%	96.27%

※退職被保険者は該当なし（退職被保険者は令和2年4月以降0人）（対前年度同時期比）▲0.06%

【滞納繰越分】

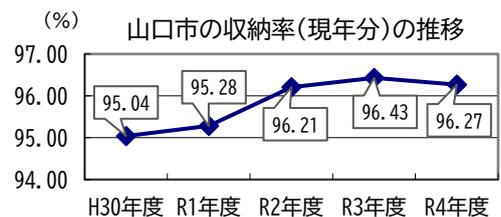
（参考）

保険料（税）		調定額	収納額 （還付未済額を除く）	収納率	
滞納繰越分	一般被保険者				
	医療分	263,062,372円	64,704,195円	24.60%	
	支援分	74,036,937円	18,369,954円	24.81%	
	介護分	49,603,054円	10,897,748円	21.97%	
	(B) 合計		386,702,363円	93,971,897円	24.30%
	退職被保険者				
	医療分	2,175,003円	200,179円	9.20%	
支援分	457,028円	27,642円	6.05%		
介護分	565,183円	58,790円	10.40%		
(C) 合計		3,197,214円	286,611円	8.96%	

令和4年度収納率	
12月末	最終
20.74%	25.56%
21.15%	25.91%
18.77%	23.02%
20.57%	25.31%
4.97%	5.31%
4.06%	4.54%
5.50%	5.92%
4.93%	5.31%

（参考）現年分収納状況（県内13市の状況（令和4年度収納率順））

収納率順	令和3年度	令和4年度	増減
1 長門市	97.78%	98.03%	0.25%
2 光市	96.90%	96.98%	0.08%
3 下松市	96.79%	96.98%	0.19%
4 美祢市	96.83%	96.96%	0.13%
5 萩市	96.16%	96.61%	0.45%
6 防府市	96.45%	96.47%	0.02%
7 山口市	96.43%	96.27%	▲0.16%
8 山陽小野田市	95.92%	95.94%	0.02%
9 周南市	94.57%	95.52%	0.95%
10 柳井市	95.81%	95.13%	▲0.68%
11 岩国市	94.98%	95.08%	0.10%
12 下関市	94.87%	94.89%	0.02%
13 宇部市	92.93%	93.16%	0.23%
13市平均	95.46%	96.00%	0.54%



【収納率向上に向けた主な取組】

- ・スマートフォンアプリによる収納
- ・Web口座振替受付サービスの実施
- ・コンビニエンスストアでの収納
- ・コールセンターからの自主納付の呼びかけ
- ・生活困窮等による未納世帯に対する納付相談
- ・再三の呼びかけにも応じていただけない資力のある滞納者への滞納処分の実施

※各市国民健康保険事業事業年報より

国民健康保険料の軽減の状況

◇非自発的失業者の国民健康保険料軽減措置について

- 対象者：①離職された方（離職時に65歳未満であること）
②雇用保険の失業給付を受ける方
・特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）
・特定理由離職者（雇い止めや正当な理由のある自己都合退職による離職）
③国民健康保険の資格がある方
※①～③の条件を全て満たされる方が対象（要申請）

保険料：保険料の所得計算において、対象者の前年の給与所得を30/100とみなして計算し、算出したもの

軽減期間：離職日の翌日から翌年度末まで

・令和5年度実績（12月末までの実績）	・令和4年度実績（12月末までの実績）（参考）
特定受給資格者：78人	特定受給資格者：91人
特定理由離職者：53人	特定理由離職者：39人
計131人	計130人

国民健康保険料の減免の状況

◇減免件数・減免金額（新型コロナウイルス感染症に伴う減免（P2掲載分）を除く）

失業などの理由により世帯の所得が激減し生活が困難になられた方や、災害で被災され保険料の納付が困難になられた方などを対象に、保険料を減免

令和5年度 (令和5年12月末現在)	生活困難	国民健康保険法 59条該当	災害 (東日本大震災を含む)	合計
決定件数	9件	17件	6件	32件
世帯数	8世帯	11世帯	6世帯	25世帯
金額	788,080円	632,020円	313,440円	1,733,540円
不承認件数	1件	0件	6件	7件

※59条該当は収監減免。収監減免は複数年遡って減免することがあり、その場合、件数は年数分、世帯数は1世帯となる。

(参考)

令和4年度 (令和4年12月末現在)	生活困難	国民健康保険法 59条該当	災害 (東日本大震災を含む)	合計
決定件数	4件	25件	1件	30件
世帯数	4世帯	16世帯	1世帯	21世帯
金額	435,820円	852,280円	7,840円	1,295,940円
不承認件数	1件	0件	0件	1件

保険証の取り扱い

◇短期証・資格証の対象世帯について

短期証（短期被保険者証）：保険料の滞納が半年以上1年未満の世帯に交付する被保険者証

資格証（資格証明書）：保険料の滞納が1年以上の世帯に交付する被保険者証（10割負担）

（参考）

	令和5年 8月1日現在	令和6年 1月1日現在	令和5年 1月1日現在
短期証世帯数	391 世帯	315 世帯	370 世帯
資格証世帯数	272 世帯	177 世帯	170 世帯

※制度上の除外者の状況

資格証世帯であっても、高校生以下の若年被保険者については短期証を交付

（平成21年度までの若年被保険者は中学生以下だったが、法改正により平成22年7月から高校生以下へ。山口市は平成22年4月から対応）

・令和6年1月1日現在対象者数 ・（参考）令和5年1月1日現在対象者数
 33世帯 61人 28世帯 53人

※ 2月1日更新に向けての動向

12月15日

・短期証・資格証該当者に納付相談通知発送

12月18日～26日

・納付相談期間

1月4日

・判定委員会（「特別な事情に関する届」の提出者の判定）

◇緊急医療受診対応について

資格証明書交付世帯被保険者の様々な緊急時に対応するため、「特別な事情に関する届」により、1ヶ月以上4ヶ月未満の短期被保険者証を交付

・令和5年度実績（令和6年1月1日現在） ・（参考）令和4年度実績（令和5年1月1日現在）
 55世帯（延べ93世帯） 38世帯（延べ62世帯）

保険制度の適正化、居所不明調査等

◇国保相談員による訪問調査・指導

内容：①勤務先で他の医療保険に加入していると思われるが、国民健康保険の資格喪失手続きをされていない方への訪問指導

②居所不明分の調査（不明分については、収納課と協議の上、住民基本台帳を所管する市民課へ職権消除依頼）

③その他調査（未申告者への申告勧奨など）

※①～③に該当する世帯に先に文書でお知らせ（郵送）した後、しばらく経っても手続きがされない世帯について、相談員が訪問し、調査・指導を行う。

・令和5年度実績（令和5年12月末まで）

	調査件数	手続き完了件数	調査終了件数	調査継続件数
① 保険の適正化	768 件	662 件	91 件	51 件
② 居所不明調査	5 件	0 件	0 件	0 件
③ そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計	773 件	662 件	91 件	51 件

◇健康保険等の扶養関係調査

内容：所得要件などにより、他保険の被扶養者として加入できると考えられる国保被保険者に調査票を送付し、適正化を図るもの

・令和5年度実績（令和5年11月に実施）

対象者 45世帯に調査票郵送（うち 23世帯 25人から回答あり）

扶養認定完了	認定申請中	非認定	その他	計
2 件	0 件	5 件	18 件	25 件

医療費適正化特別対策事業

◇ジェネリック医薬品差額通知

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせする。

・データの抽出条件

レセプトの種類 … 医科入院外レセプトと調剤レセプト

対象医薬品 … 協議のまとまった薬効分類に属する医薬品

薬の投与期間 … 処方数量が28日分以上の場合

通知する金額 … 被保険者一人(=通知書1通)につき200円以上の差額が生じる場合

対象者の年齢 … データ抽出時の年齢が30歳以上の場合

公費負担の有無 … 公費負担者番号が設定されているレセプトは通知対象としない

・差額通知書の送付時期

令和5年6月、9月、12月、令和6年3月の計4回

・送付実績

送付月	調剤月	レセプト処理件数	差額通知件数
令和5年 6月	令和5年 4月	45,202 件	1,024 件
令和5年 9月	令和5年 7月	46,551 件	431 件
令和5年12月	令和5年10月	46,229 件	184 件
令和6年 3月	令和6年 1月	—	—

(参考：第1回通知発送分)

送付月	調剤月	レセプト処理件数	差額通知件数
平成24年 3月	平成24年 1月	48,040 件	2,519 件

・後発医薬品利用率（数量ベース）

	調剤月	利用率
送付翌月	令和5年 7月	79.5%
	令和5年10月	79.8%
	令和6年 1月	—
	令和6年 4月	—

(参考)

令和4年度 利用率
77.6%
78.2%
78.5%
79.3%

(参考：通知発送実施前)

	調剤月	利用率
開始前	平成24年 2月	38.3%

保健事業の実施状況

◇特定健康診査の進捗状況

糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳以上（74歳まで）の国保被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施。令和2年度から対象者全員の受診料を無料としている。

・特定健康診査の受診率

	第2期計画				
	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績
目標値	30%	40%	50%	55%	60%
受診率	19.3%	20.8%	23.7%	26.4%	27.7%
対象者数	33,913人	34,057人	33,673人	32,936人	32,231人
実施者数	6,554人	7,078人	7,995人	8,690人	8,919人

	第3期計画					
	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 中間報告値 (12月末集計)
目標値	35%	40%	45%	50%	55%	60%
受診率	28.9%	28.8%	27.9%	30.6%	30.3%	16.4%
対象者数	31,506人	30,643人	30,192人	30,137人	29,272人	27,827人
実施者数	9,091人	8,830人	8,425人	9,218人	8,870人	4,555人

(参考) 令和4年度中間報告値(12月末集計)《受診率》14.1%《対象者数》29,268人《実施者数》4,125人

(参考) 特定健診受診率(県内13市の状況(令和4年度受診率順))

受診率(法定報告値)	令和3年度	令和4年度	差引
1 下松市	35.6%	38.5%	2.9%
2 山陽小野田市	37.6%	37.9%	0.3%
3 美祢市	33.0%	37.3%	4.3%
4 周南市	35.0%	36.4%	1.4%
5 長門市	34.3%	34.6%	0.3%
6 宇部市	33.6%	34.4%	0.8%
7 光市	32.5%	34.3%	1.8%
8 山口市	33.0%	33.3%	0.3%
9 防府市	32.5%	33.2%	0.7%
10 岩国市	30.2%	32.7%	2.5%
10 萩市	30.6%	32.7%	2.1%
12 下関市	26.2%	28.6%	2.4%
13 柳井市	24.1%	26.7%	2.6%
13市平均	32.2%	33.9%	1.7%

※県内13市の受診率は法定報告値で、4月1日時点の対象者から年度途中で異動があった者、長期入院や施設入所者などの除外対象者を除いて算出したものです。

※厚生労働省公表資料(令和3年度)・特定健診・特定保健指導実施結果集計表(県集計)(令和4年度)より

⑤40歳からの特定健診につなげる取組

- ・39歳になる方に「若い世代のヘルスチェック」の案内送付（令和4年度～）

市で実施している「若い世代のヘルスチェック」（18歳～39歳の市民を対象に実施している事業（費用500円）で、健康診査（血圧測定、血液検査、尿検査、医師診察等）を実施し、後日保健師等により個別に結果説明等を行う事業）の案内を送付し、特定健診への動機付けとして、健康意識の向上を図る

令和5年度送付対象者数：251人 令和5年度受診者数：8人

⑥徳地地域の受診率向上対策

- ・徳地地域の健診実施機関が少ないことから、徳地地域の住民に限り、防府医師会管内の健診実施機関でも受診可能（令和2年度～）

令和5年度の防府市医療機関受診者数(11月時点):28人 (参考)令和4年度(11月時点):37人

⑦特定健康診査健診項目の追加

- ・医師の判断により実施していた詳細な健診項目のうち「貧血検査及び心電図検査」を必須項目に移行するとともに、新たに「血清アルブミン検査及び血清クレアチニン検査」を健診項目に追加（平成25年度～）

⑧普及啓発の実施

- ・「山口の元気はケンシンから」の普及啓発を図るために作成した職員用ポロシャツを、勤務中の窓口対応や保健師の訪問指導の際に着用することにより、ケンシン（特定健康診査及び各種がん検診）の受診と健康づくりを推進
- ・各地域交流センターを通じて地域のイベントや窓口等で受診勧奨資材を配布
- ・公用車に健診をPRするマグネットシートを貼り、普及啓発

◇特定保健指導の進捗状況

・特定保健指導の実施率

	第2期計画				
	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績
目 標 値	20%	30%	40%	50%	60%
実 施 率	9.0%	14.3%	14.0%	9.8%	8.9%
対 象 者 数	631人	720人	810人	946人	1,024人
実 施 者 数	57人	103人	113人	93人	91人

	第3期計画					
	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 中間報告値 (12月末集計)
目 標 値	20%	30%	40%	50%	55%	60%
実 施 率	10.6%	6.7%	9.7%	5.7%	11.7%	5.3%
対 象 者 数	1,033人	966人	929人	991人	955人	472人
実 施 者 数	110人	65人	90人	56人	112人	25人

(参考) 令和4年度中間報告値(12月末集計) 《実施率》5.1% 《対象者数》412人 《実施者数》21人

・令和5年度特定保健指導実施機関(令和5年12月末現在)

山口市医師会(6機関)・吉南医師会(9機関)に委託、または直営で実施

・令和5年度特定保健指導実施状況内訳(令和5年12月末現在)

動機付け支援：生活習慣改善の必要性が中程度の方に生活習慣改善を動機付けるために、原則1回支援

積極的支援：生活習慣改善の必要性の高い方に、生活習慣改善の目標・計画を立て3ヶ月以上継続的に支援

	対象者数	実 施 者 数	
動機付け支援	410人	24人	委 託：7人 ・ 直 営：17人
積極的支援	62人	1人	委 託：1人 ・ 直 営：0人

(参考) 特定保健指導実施率(県内13市の状況(令和4年度実施率順))

実施率(法定報告値)	令和3年度	令和4年度	差引
1 周南市	30.2%	32.6%	2.4%
2 宇部市	28.9%	26.6%	▲2.3%
3 光市	20.3%	25.4%	5.1%
4 岩国市	19.1%	20.8%	1.7%
5 萩市	11.4%	17.3%	5.9%
6 下松市	26.3%	16.9%	▲9.4%
7 美祢市	11.7%	12.7%	1.0%
8 長門市	10.3%	12.5%	2.2%
9 山口市	6.1%	10.0%	3.9%
10 防府市	9.6%	8.0%	▲1.6%
11 山陽小野田市	6.0%	6.0%	0.0%
12 下関市	6.2%	4.9%	▲1.3%
13 柳井市	4.8%	4.3%	▲0.5%
13市平均	14.7%	15.2%	0.5%

【実施率向上に向けた主な取組】
・対象者(初回、継続等)の特性に応じた電話、訪問等による個別の利用勧奨
・未利用の方へ利用再勧奨

※県内13市の実施率は法定報告値で、4月1日時点の対象者から年度途中で異動があった者、長期入院や施設入所者などの除外対象者を除いて算出したものです。

※厚生労働省公表資料(令和3年度)、特定健診・特定保健指導実施結果集計表(県集計)(令和4年度)より

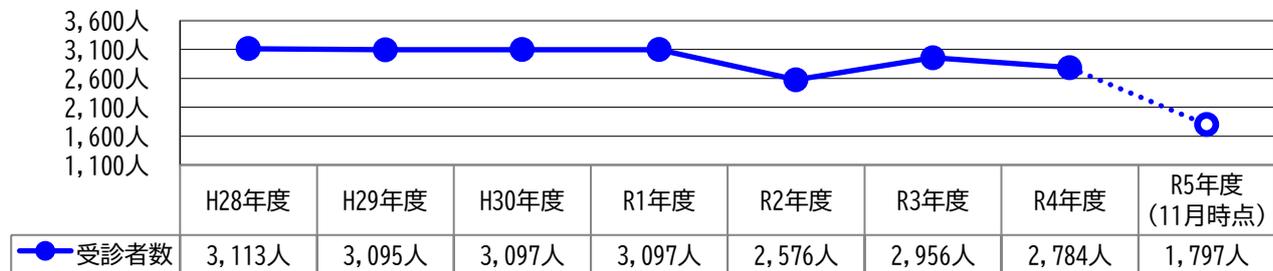
◇人間ドック等実施状況

その他被保険者の希望により、人間ドック・簡易脳ドック・歯周疾患健診等を実施。

※人間ドックの検査項目は特定健診分も含む

※特定健診の結果により、指導が必要な方に対し特定保健指導を実施

①人間ドック受診状況



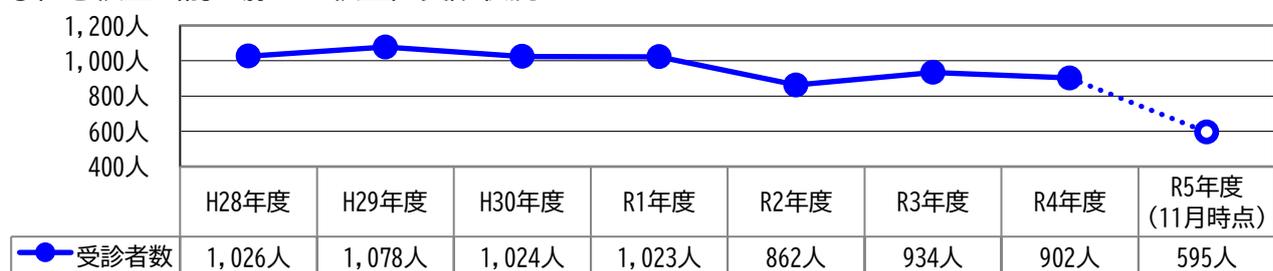
(参考：前年度同時期の受診者数 1,648人)

②任意検査（子宮がん検診）受診状況



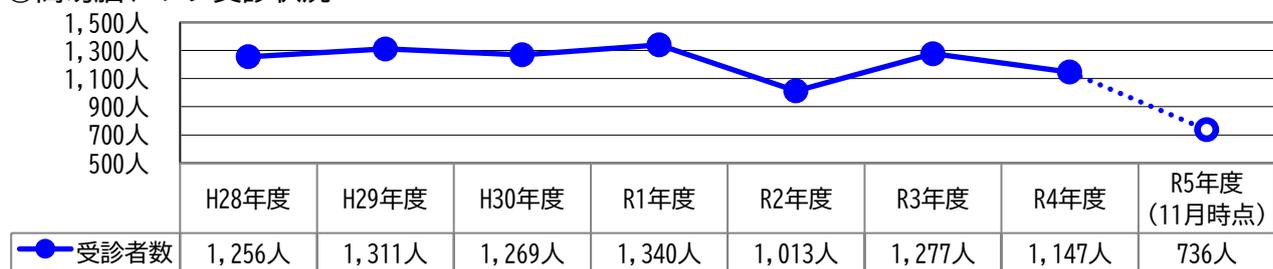
(参考：前年度同時期の受診者数 314人)

③任意検査（前立腺がん検査）受診状況



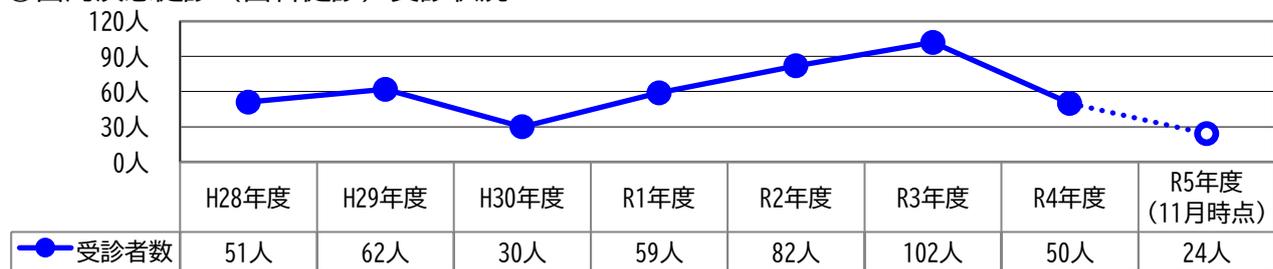
(参考：前年度同時期の受診者数 579人)

④簡易脳ドック受診状況



(参考：前年度同時期の受診者数 729人)

⑤歯周疾患健診（歯科健診）受診状況



(参考：前年度同時期の受診者数 37人)

◇医療費通知・柔道整復施術療養費通知の状況

奇数月（5・7・9・11・1・3月）に医療費通知・柔道整復施術療養費通知を送付

令和5年度実績（11月送付分まで）

延べ送付件数：73,600通（1回の平均送付件数：18,400通）

令和4年度実績（11月送付分まで）（参考）

延べ送付件数：76,395通（1回の平均送付件数：約19,099通）

◇重症化予防事業の実施状況

・糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化の予防のため、対象者に対して生活習慣の改善に向けた食事、運動面の保健指導を実施（保健指導は、済生会山口総合病院、山口赤十字病院、小郡第一総合病院）

・令和5年度実績 参加者 12名

・令和4年度実績（参考） 参加者 6名

・糖尿病治療中断者及び健診異常値放置者への受診勧奨

糖尿病の治療中断者、特定健診の健診結果に異常がある医療機関未受診者に対し、文書等による受診勧奨を実施

・糖尿病治療中断者への勧奨（各年度12月末現在）

令和5年度実績

①対象者	13名
②勧奨後、医療機関受診者	3名
③資格喪失等	0名
受診率（②/(①-③)）	23.1%

令和4年度実績（参考）

①対象者	11名
②勧奨後、医療機関受診者	2名
③資格喪失等	1名
受診率（②/(①-③)）	20.0%

・健診異常値放置者への勧奨（各年度10月発送分まで）

令和5年度実績

①対象者	133名
②勧奨後、医療機関受診者	14名
③資格喪失等	20名
受診率（②/(①-③)）	12.4%

令和4年度実績（参考）

①対象者	155名
②勧奨後、医療機関受診者	16名
③資格喪失等	13名
受診率（②/(①-③)）	11.3%

議題(3)

令和6年度山口市国民健康保険事業計画(案)及び
令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算(案)について

4. 生活習慣病等の重症化予防事業

- ①糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- ②糖尿病治療中断者及び健診異常値放置者への受診勧奨の実施
- ③重複、頻回受診者及び重複、多剤服薬者への保健指導

5. はり、きゅう施術助成事業

- ①指定施術所において、はり・きゅうの施術を受けた場合の助成
一術 800円 二術 1,000円

◇ 保険制度の適正な運営

1. 国民健康保険給付事務

- ①国保相談員による適用の適正化、各種証の発行
- ②国保連合会の電算処理、第三者行為求償事務

2. 国民健康保険料賦課事務

- ①当初賦課作業（6月）、更正・決定作業（毎月処理）

3. 医療費適正化特別対策事業

- ①レセプト点検の充実・強化
医療保険と介護保険の給付調整、柔道整復施術療養費支給明細書二次点検、海外療養費不正請求対策
- ②ジェネリック医薬品差額通知の送付《年4回》
- ③かかりつけ医、かかりつけ薬局の推進

4. 国民健康保険普及事業

- ①国保制度説明冊子、事業概要冊子の作成

5. 各種保険給付

- ①療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給

制度改正等の状況

◇産前産後期間の保険料減額措置(令和6年1月1日施行)

(条例改正：令和5年12月市議会定例会で可決済)

【概要】

国民健康保険法等の一部改正に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料を公費により減額するもの。

【対象者】

出産予定の被保険者または出産した被保険者

【対象となる出産】

妊娠85日以上の出産（死産・人工妊娠中絶を含む流産、早産の場合を含む）

【減額となる保険料】

所得割保険料及び均等割保険料

【対象期間】

単胎妊娠の場合：4ヶ月分（出産予定日(出産日)が属する月の前月から4ヶ月）

多胎妊娠の場合：6ヶ月分（出産予定日(出産日)が属する月の3ヶ月前から6ヶ月）



※【令和5年度のみ】令和6年1月1日施行となることから、令和6年1月以降に減額となる対象期間がある場合（11月以降の出産）のみ減額対象となります。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
例：令和5年11月に 出産した場合	対象外	対象外	対象外	出産月 対象外	対象外	減額対象	対象外

【届出等】

- ・届出は、出産予定日の6ヶ月前から可能（出産後の届出も可能）
- ・届出時には、出産予定日等が確認できるもの（母子健康手帳等）が必要

※市報、市ウェブサイトへの掲載のほか、地域交流センター等の窓口でチラシ(兼届出書)を配布しています。また、子育て保健課と連携し、母子健康手帳交付時等に制度周知を行っています。

【公費負担割合】

国：1/2 県：1/4 市：1/4

【補足】

減額される保険料は、未到来納期で按分することとなりますが、保険料が過払いとなる場合は還付します。

また、所得制限はありませんが、保険料の賦課限度額に到達している世帯においては、減額後、なお限度額を超過している場合には賦課限度額が賦課されるため、高所得者世帯の状況によっては、実質的な減額を受けられないケースもあります。

令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算（案）（概要）

《歳入》※詳細は28ページに記載しています。

（単位：千円）

歳入の区分		当初予算額	構成割合	摘 要	対前年度 増減額
1・2	保 険 料（ 税 ）	3,088,763	15.38%	国民健康保険料、国民健康保険税	▲ 156,481
3	使用料及び手数料	1,702	0.01%	督促手数料、証明手数料	▲ 300
4	国 庫 支 出 金	1	0.00%	災害臨時特例補助金	0
5	県 支 出 金	14,753,929	73.46%	保険給付費等交付金（普通交付金、特別交付金）、財政安定化基金交付金	▲ 490,364
6	財 産 収 入	17	0.00%	国民健康保険支払準備基金利子	▲ 5
7-1	一般会計繰入金	1,449,006	7.21%	保険基盤安定、未就学児均等割保険料軽減、職員給与費、産前産後保険料軽減、出産育児一時金、財政安定化支援事業等に係る繰入金	▲ 16,076
7-2	基金繰入金	709,837	3.53%	国民健康保険支払準備基金繰入金	339,978
8	繰 越 金	1	0.00%	前年度繰越金	0
9	諸 収 入	82,202	0.41%	延滞金、雑入等	▲ 4,504
合 計		20,085,458	100.00%		▲ 327,752

《歳出》※詳細は29ページに記載しています。

（単位：千円）

歳出の区分		当初予算額	構成割合	摘 要	対前年度 増減額
1	総 務 費	303,089	1.51%	職員人件費、一般事務費、医療費適正化特別対策事業費等（主な増額要因：保険証廃止に伴うシステム改修、会計年度任用職員の勤勉手当支給）	18,249
2	保 険 給 付 費	14,534,731	72.36%	療養諸費（療養給付費、療養費、審査支払手数料）、高額療養費、出産育児一時金 等（減額要因：過去の支給実績、被保険者減少等からの見込）	▲ 522,238
3	国民健康保険事業費納付金	4,907,704	24.43%	国民健康保険事業費納付金（医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）	180,835
	共同事業拠出金	—	—	（退職者医療共同事業に対する拠出金） 退職医療制度の経過措置廃止に伴い区分削除	▲ 10
4	保 健 事 業 費	280,813	1.40%	特定健康診査事業費、特定保健指導事業費、疾病予防推進事業費、健康づくり推進事業費、重症化予防事業費、はり・きゅう施術助成費	▲ 4,588
5	基金積立金	1	0.00%	国民健康保険支払準備基金積立金	0
6	諸 支 出 金	49,120	0.25%	還付金、償還金 等	0
7	予 備 費	10,000	0.05%		0
合 計		20,085,458	100.00%		▲ 327,752

○令和5年度当初予算 歳入歳出総額（20,413,210千円）と比較して ▲約3.3億円（▲327,752千円）▲1.6% の減額

○令和5年度と比較して減額となった主な要因について

- ・保険給付費の減額（約5.2億円：1人当たり医療費の増加傾向見込みだが、支給実績、被保険者の減少等を考慮）
（保険給付に必要な費用は、基本的に歳入の5「県支出金」の保険給付費等交付金で補われ、収支には直接的な影響は及ぼさない）

○しかしながら、事業費納付金の増額（約1.8億円）及び被保険者減少に伴う保険料の減少（約1.5億円）等により、本市の国保財政は大変厳しい状況となっています。

令和6年度山口市国民健康保険料率（案）

- ・国保制度の都道府県単位化により、保険料率は、山口県が示す標準保険料率（公表予定日：2月中旬頃）を参考にして、各市町が決定することとされている。
- ・本市の現行の保険料率で算定した一人当たりの保険料と比較すると、約2万7千円、標準保険料の方が高い水準にあると試算。
- ・被保険者の減少に伴う保険料収入の減少もあり、結果として国民健康保険特別会計の収支は約7億円の財源不足となるが、国民健康保険支払準備基金（令和5年度末保有額見込：約12億7千万円）から財源不足分を繰り入れることで収支を均衡させ、令和6年度の保険料率を据え置く予定。
（令和6年度山口市国民健康保険特別会計予算(案) 歳入 7-2 基金繰入金 7億983万7千円）

◇医療分保険料率

区 分		所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
令和2年度	据置	8.9%	—	22,900円	23,000円
令和3年度	据置	8.9%	—	22,900円	23,000円
令和4年度	据置	8.9%	—	22,900円	23,000円
令和5年度	据置	8.9%	—	22,900円	23,000円
令和6年度	据置	8.9%	—	22,900円	23,000円

（令和6年度賦課限度額 65万円）

◇後期高齢者支援金等分保険料率

区 分		所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
令和2年度	据置	2.6%	—	6,600円	6,300円
令和3年度	据置	2.6%	—	6,600円	6,300円
令和4年度	据置	2.6%	—	6,600円	6,300円
令和5年度	据置	2.6%	—	6,600円	6,300円
令和6年度	据置	2.6%	—	6,600円	6,300円

（令和6年度賦課限度額(改正後) 24万円）

◇介護分保険料率

区 分		所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
令和2年度	据置	3.0%	—	8,200円	6,000円
令和3年度	据置	3.0%	—	8,200円	6,000円
令和4年度	据置	3.0%	—	8,200円	6,000円
令和5年度	据置	3.0%	—	8,200円	6,000円
令和6年度	据置	3.0%	—	8,200円	6,000円

（令和6年度賦課限度額 17万円）

令和6年度予算(案)

歳入事項別明細書

(単位:円)

Table with 3 columns: 款(Section), 項目(Item), 節(Sub-item), and 令和6年度当初予算額. Contains detailed financial breakdown for 2024 budget with a note about the introduction of a new category for voluntary insured persons.

令和6年4月から退職医療制度の経過措置廃止（平成20年度の医療制度改革に伴い平成26年度末で廃止。ただし26年度までの対象者が65歳になるまでは引き続き制度の対象となる）により、一般被保険者・退職被保険者の区分を削除。以下同様。

【参考】 令和5年度予算 歳入事項別明細書

(単位:円)

Table with 3 columns: 款(Section), 項目(Item), 節(Sub-item), and 令和5年度当初予算額. Provides a reference breakdown for the 2023 budget.

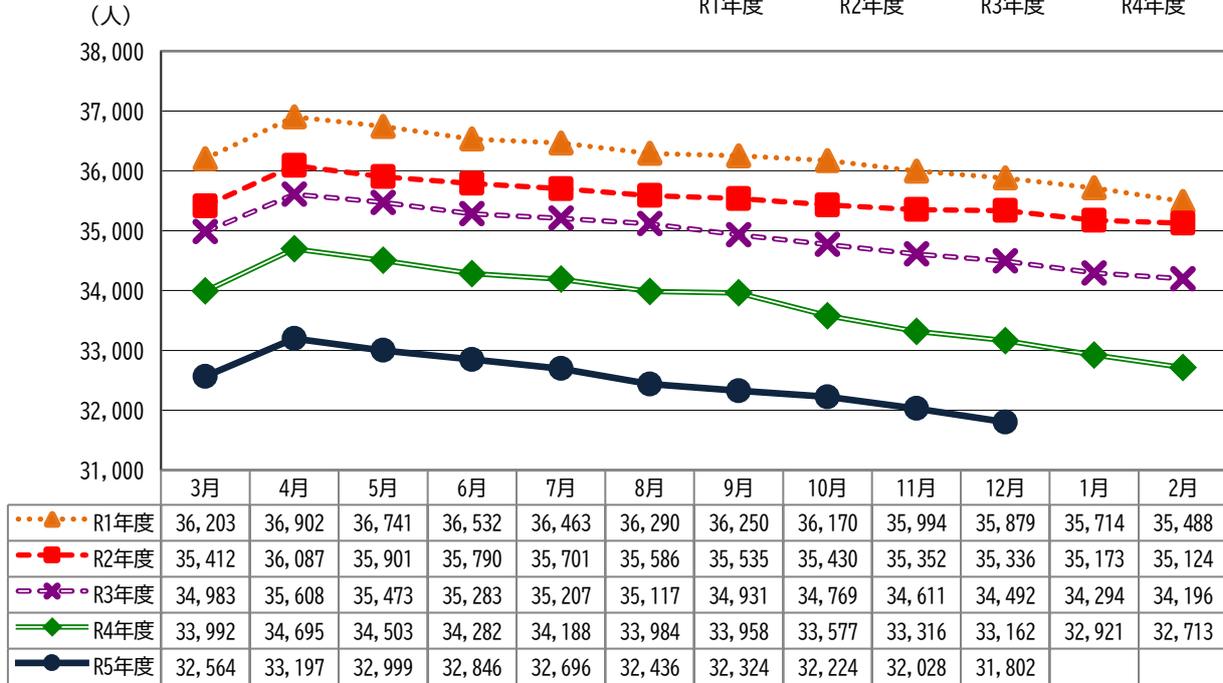
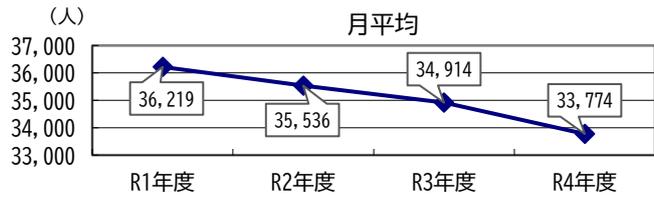
資 料 集

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

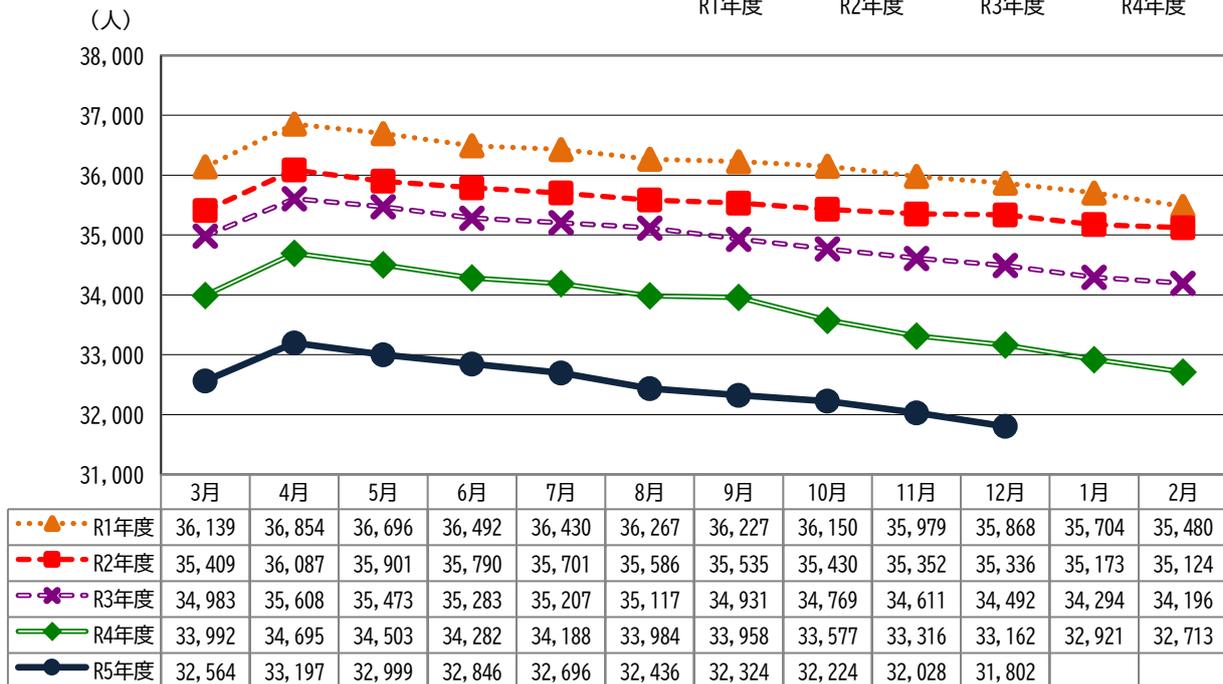
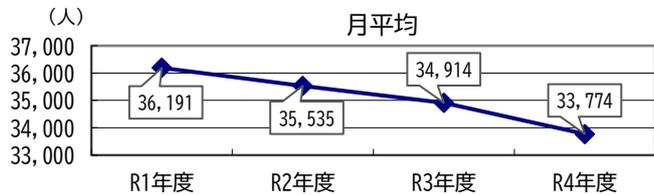
被保険者数の推移

①【被保険者】(全体)

(一般被保険者+退職被保険者)



②【一般被保険者】



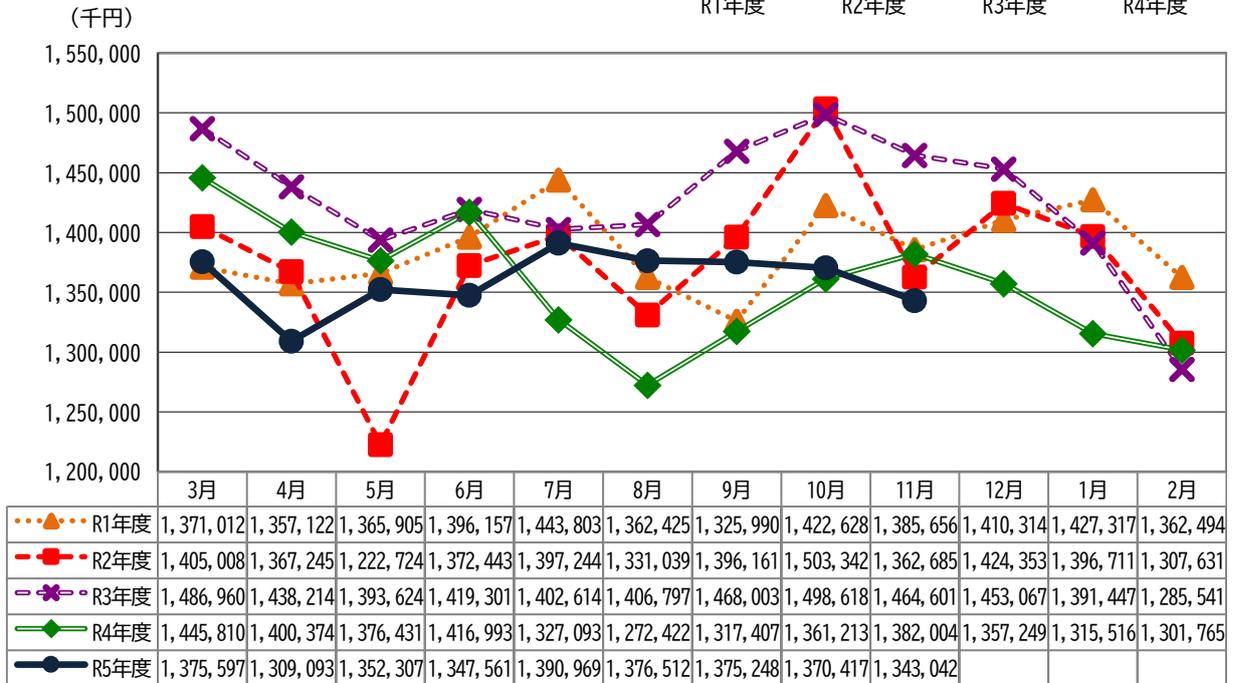
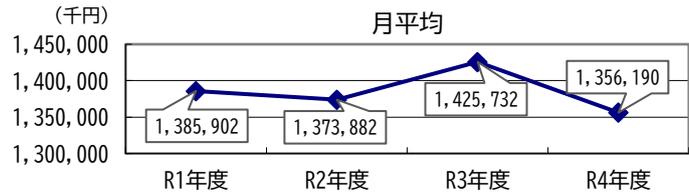
【被保険者数の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

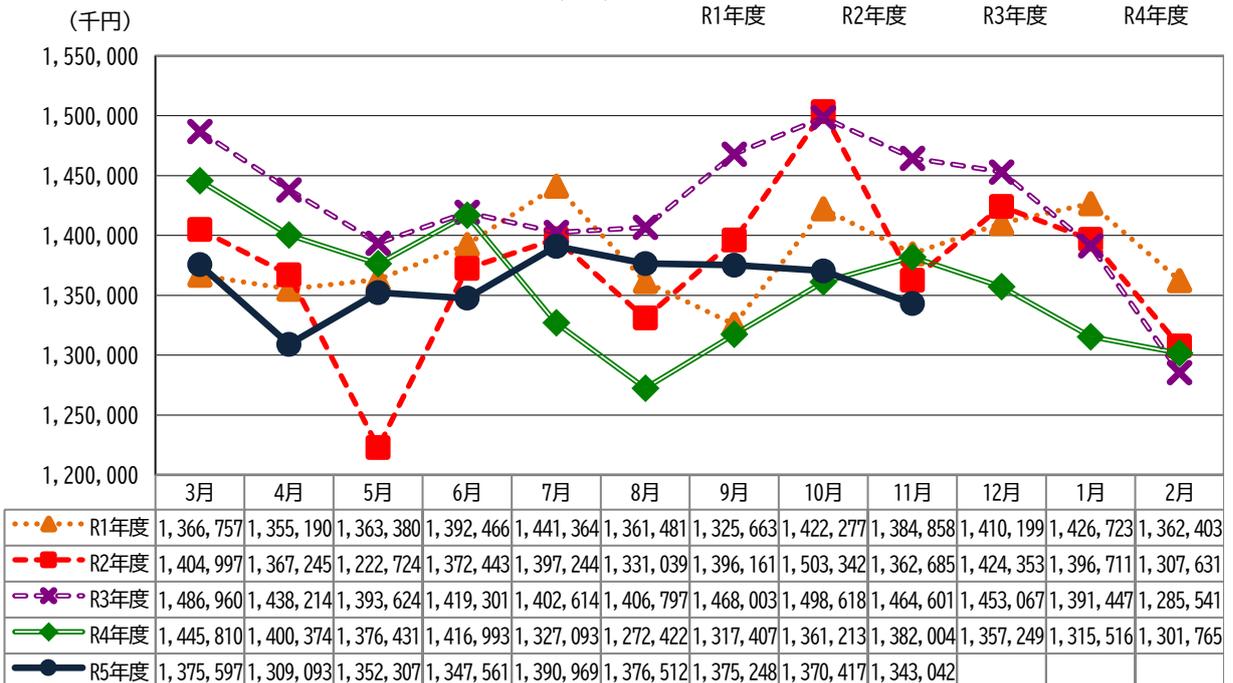
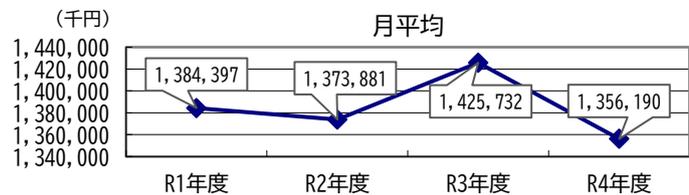
医療費の推移

①【医療費】(全体)

(一般被保険者+退職被保険者)



②【一般被保険者】

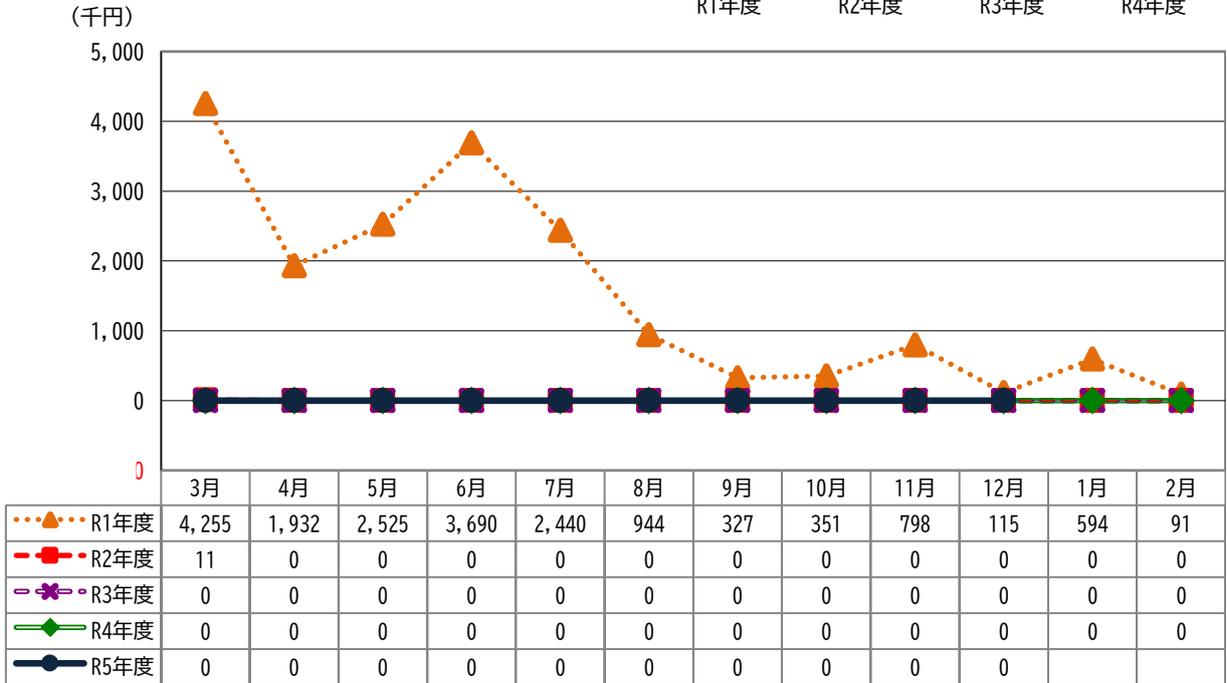
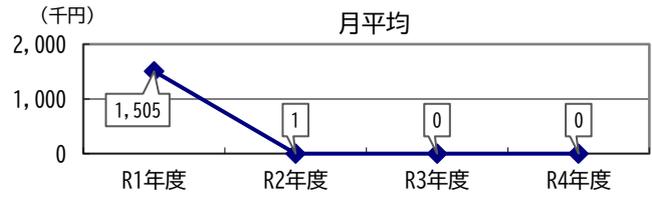


【医療費の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

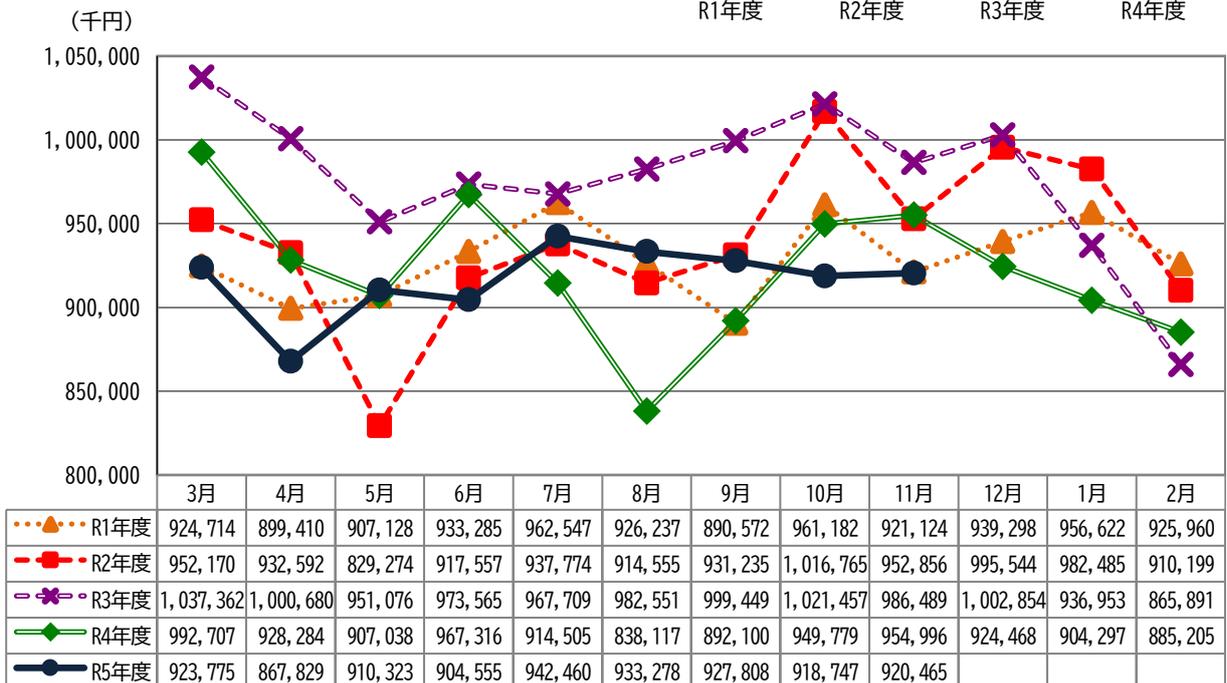
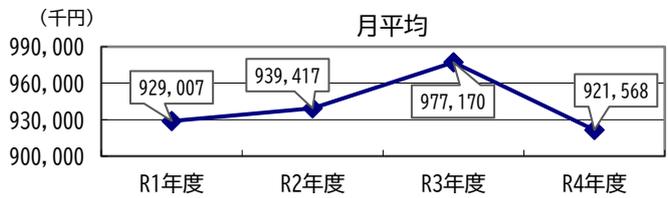
③【退職被保険者】

(原則として、被用者年金を受給している
65歳未満の方とその被扶養者)
(令和2年4月以降、退職被保険者数は0人)



④【一般被保険者のうち前期高齢者】

(65歳～74歳の被保険者)

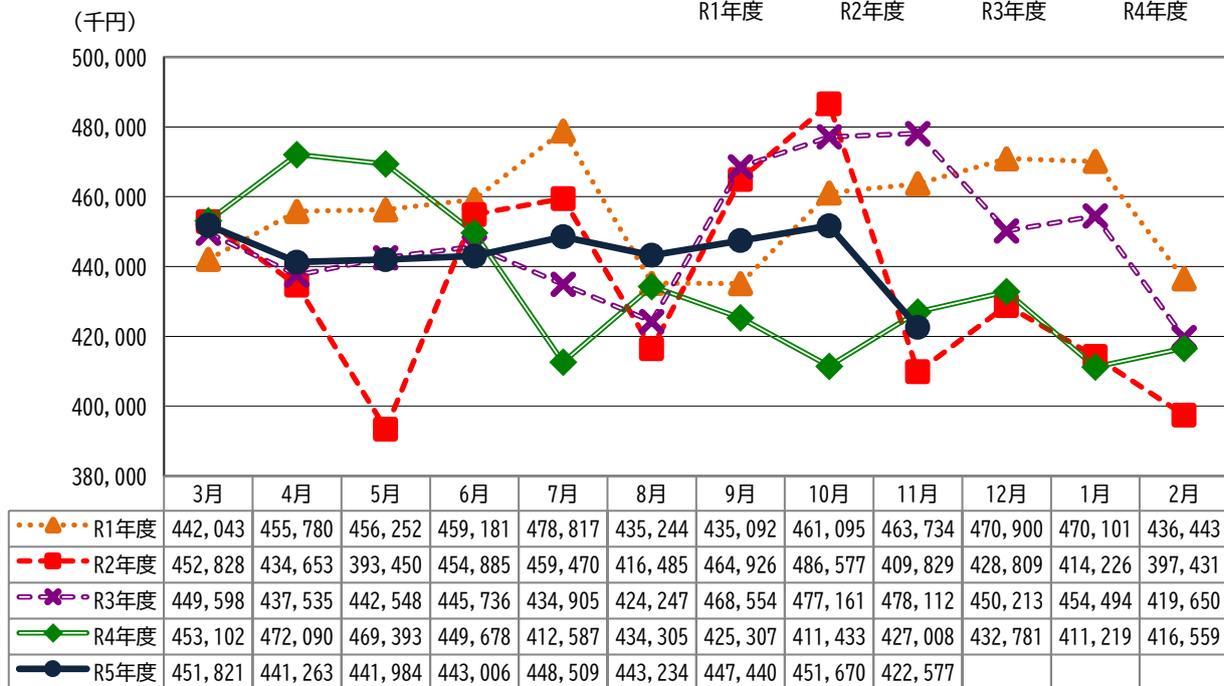
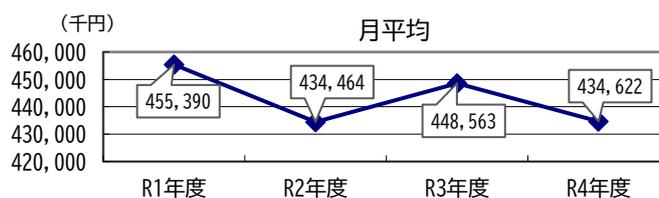


【医療費の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

⑤【前期高齢者を除く一般被保険者】

(0歳～64歳の被保険者)



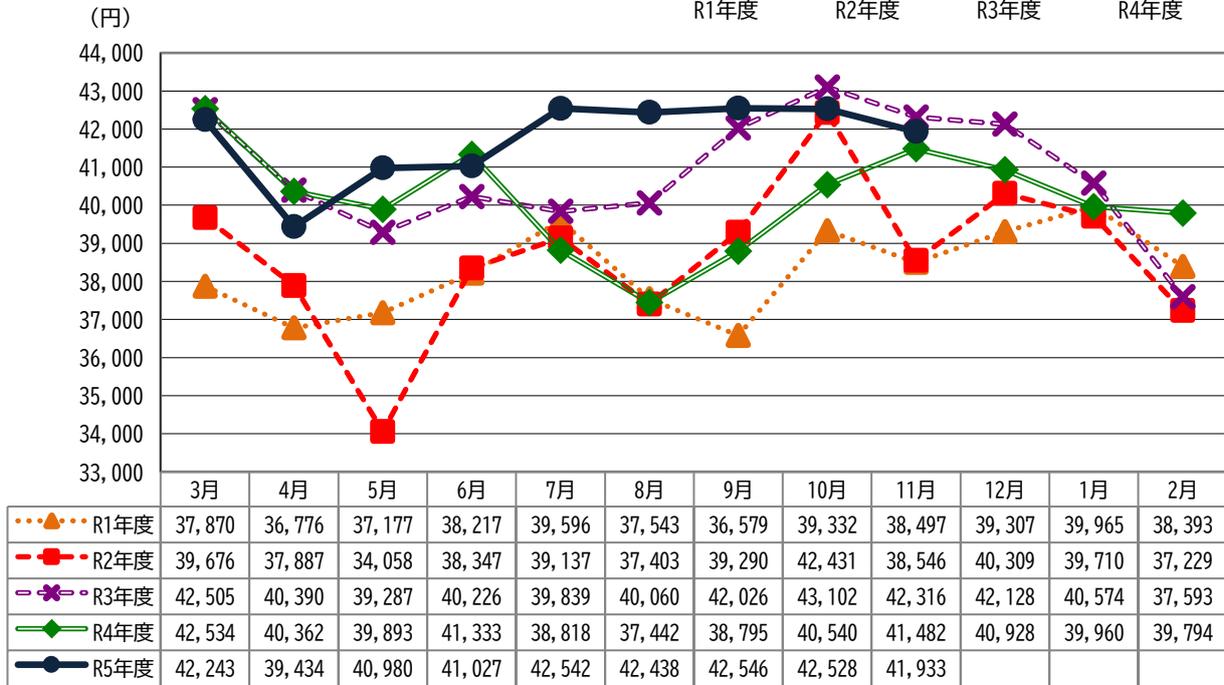
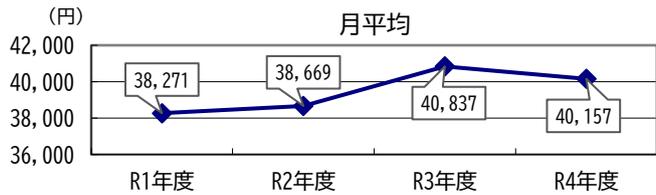
【医療費の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

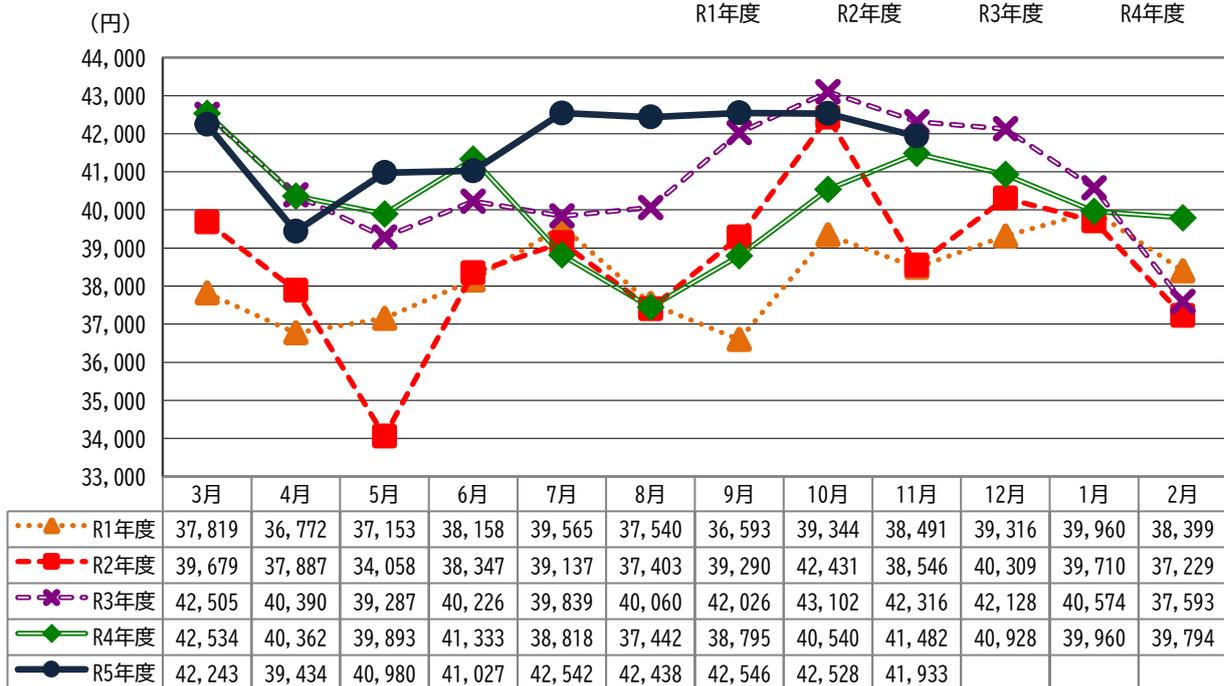
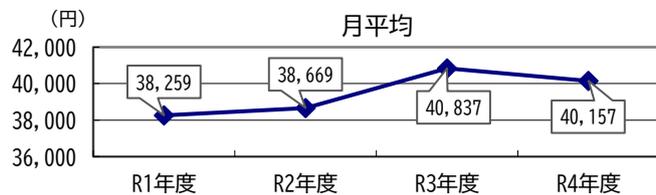
1人当たり医療費の推移

①【医療費】(全体)

(一般被保険者+退職被保険者)



②【一般被保険者】

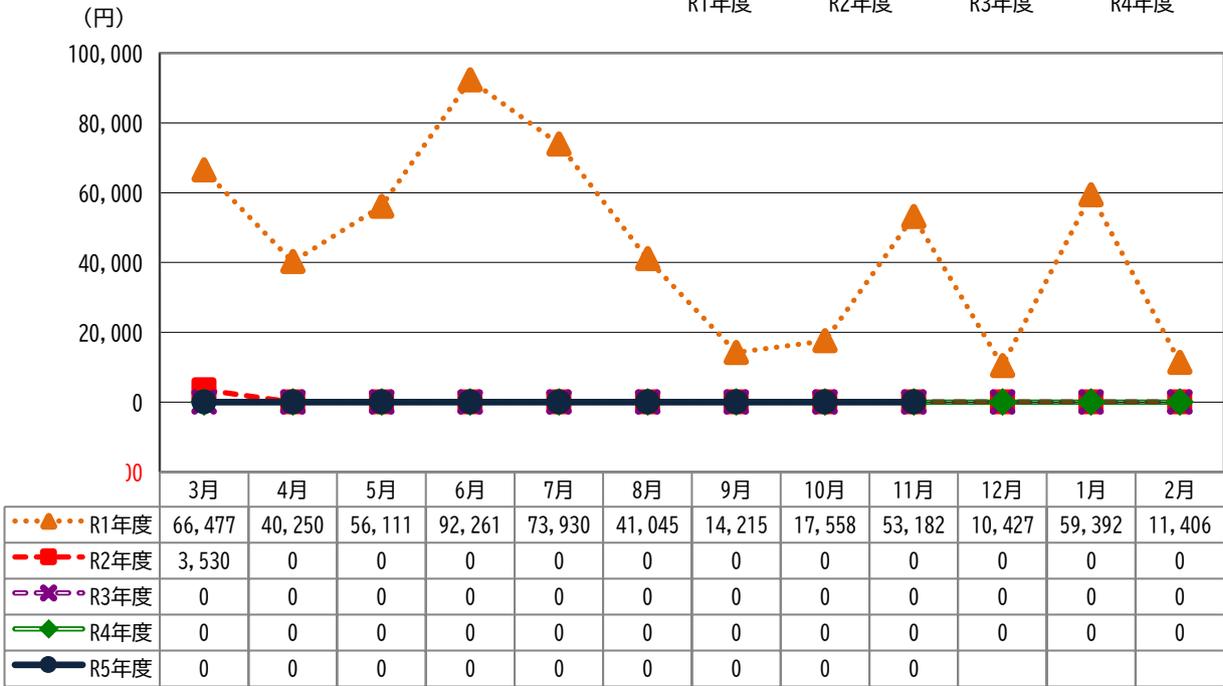


【1人当たり医療費の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

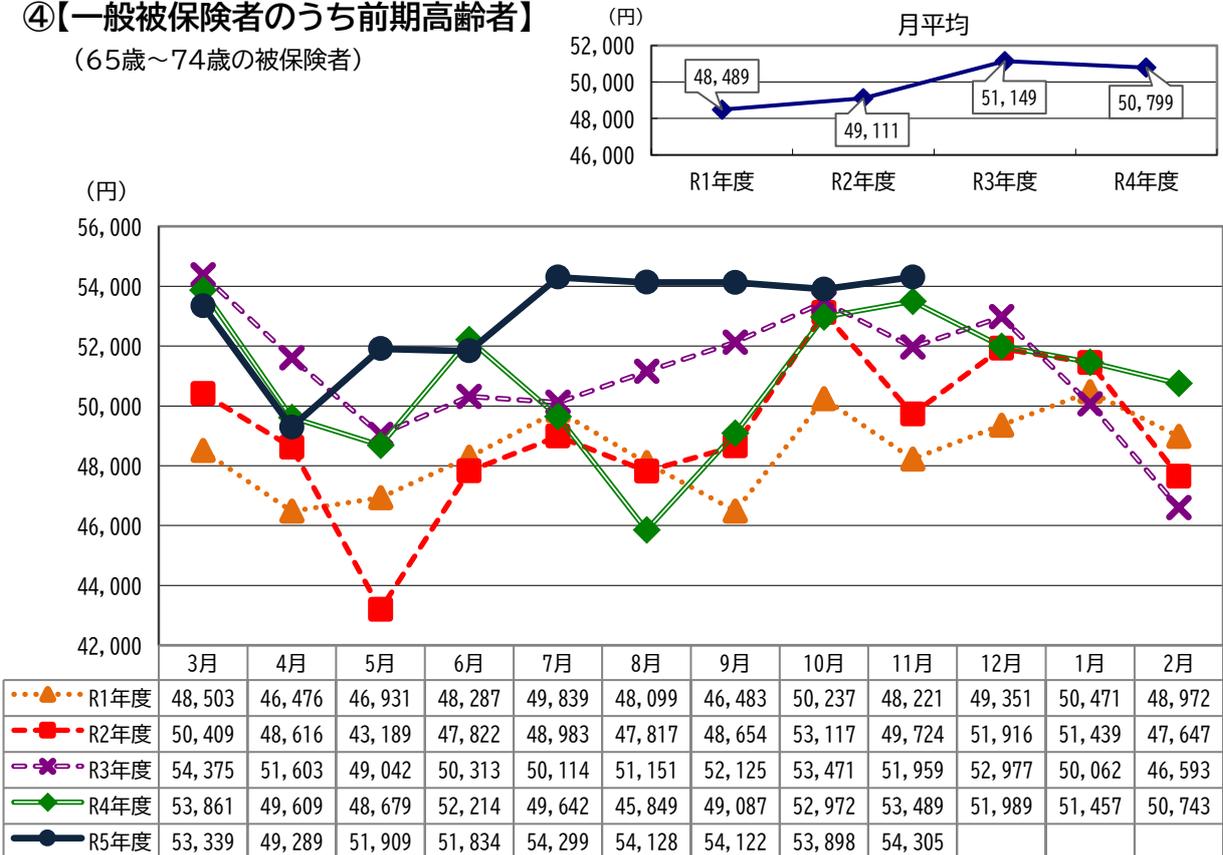
③【退職被保険者】

(原則として、被用者年金を受給している
65歳未満の方とその被扶養者)
(令和2年4月以降、退職被保険者数は0人)



④【一般被保険者のうち前期高齢者】

(65歳～74歳の被保険者)

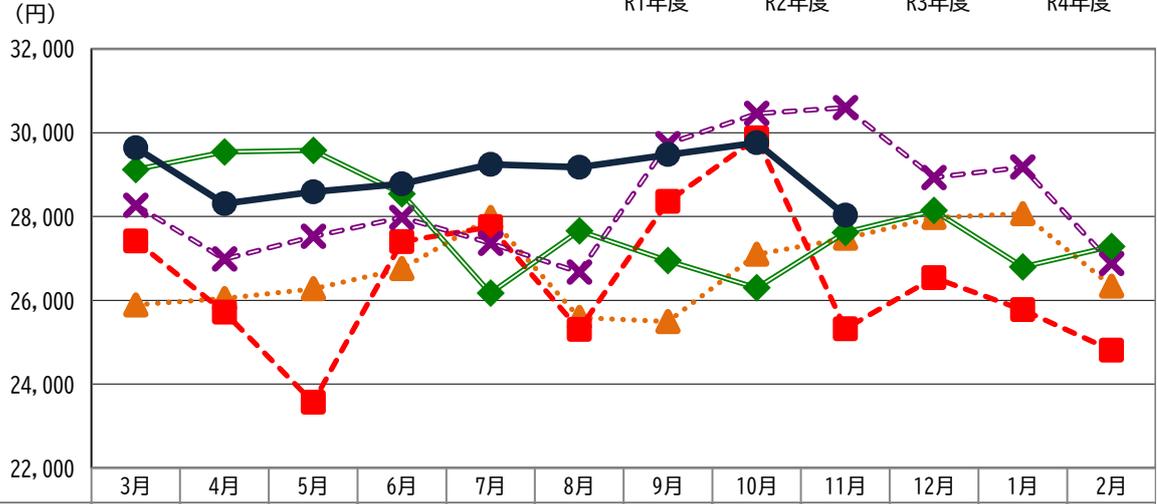
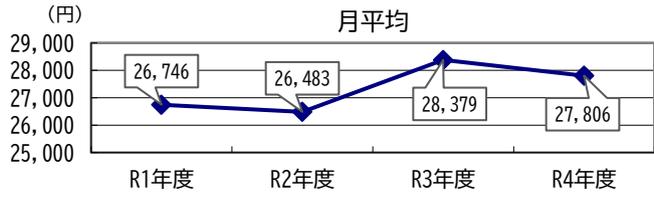


【1人当たり医療費の推移】

- ・被保険者数…本市国民健康保険の加入者数
- ・医療費…入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額
- ・1人当たり医療費…医療費を被保険者数で割ったもの

⑤【前期高齢者を除く一般被保険者】

(0歳～64歳の被保険者)



	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
○●○ R1年度	25,890	26,042	26,271	26,753	27,973	25,588	25,492	27,096	27,477	27,972	28,066	26,336
■ R2年度	27,411	25,713	23,560	27,398	27,752	25,303	28,358	29,873	25,315	26,535	25,772	24,807
✕ R3年度	28,268	26,982	27,522	27,976	27,358	26,669	29,736	30,458	30,599	28,930	29,175	26,880
◇ R4年度	29,118	29,537	29,577	28,540	26,169	27,656	26,945	26,295	27,617	28,139	26,795	27,283
● R5年度	29,637	28,304	28,585	28,776	29,240	29,172	29,474	29,758	28,026			

【1人当たり医療費の推移】

国保用語解説【予算・決算関係】

【歳入】

◆保険料

国保事業に要する費用に充てるための徴収金。市町村国保において保険税を徴収しないときは保険料を徴収することになる。保険料は国民健康保険法、保険税は地方税法により賦課するが、実際の賦課方法には大きな差はない。

保険料の算定方式は、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）、4方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割）、2方式（所得割、被保険者均等割）があり、山口市は3方式を採用している。また、保険料率は、都道府県が設定する標準的な算定方法に基づいて市町村ごとに算定する保険料率（標準保険料率）を参考にして、市町村が決定する。

* 保険料は、世帯ごとに算定する。			
○一般被保険者分	医療分＋後期高齢者支援金＋介護分		(40歳以上65歳未満)
	医療分＋後期高齢者支援金		(40歳未満及び65歳以上)
○退職被保険者分	医療分＋後期高齢者支援金＋介護分		(40歳以上65歳未満)
	医療分＋後期高齢者支援金		(40歳未満)

* 退職者医療制度

会社などを退職して国保に加入した被保険者で、被用者年金（厚生年金など）や共済年金の受給権のある被保険者が、65歳までの間に適用される制度

昭和59年の制度改正により、市町村国保の制度として創設され、この制度に係る医療給付費は、退職被保険者等の保険料と被用者保険の保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によりまかなわれる。

この退職被保険者等に係る収支は、一般被保険者とは別に経理し、原則、その年の退職被保険者等に係る収支は均衡するものであるが、実際には療養給付費等交付金は概算で交付されるため、単年度では収支に不均衡が生じ、その差額は翌年度に精算する。

平成27年4月1日から制度が廃止されたが、その経過措置として、それまでに制度が適用されていた被保険者については、引き続き65歳に到達するまで適用される。

◆国庫支出金

◇災害臨時特例補助金

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、避難指示区域等に居住していた国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金を減免した場合の財政支援として交付されるもの。

◆県支出金

◇保険給付費等交付金

市町村が負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について都道府県から交付されるもの。

○普通交付金

市町村が保険給付に要した費用について交付されるもの。

○特別交付金

市町村の個別の事情に着目した財政調整等として交付されるもの。

- ・ 保険者努力支援分
市町村の医療費の適正化に向けた取組等に対する支援として交付される（財源は国費）。
- ・ 特別調整交付金分
災害等による保険料の減免、結核性疾患、精神病に係る医療費が多額であることなど市町村の特別な事情に対する財政調整、保健事業の取組等に対する支援として交付される（財源は国費）。
- ・ 県繰入金（便宜上、2号繰入金という。1号繰入金は普通交付金の交付等に活用される分）
市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の取組等に対する支援として交付される（財源は都道府県の一般会計からの繰入金）。
- ・ 特定健康診査等負担金
市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対する国と都道府県の負担分（それぞれ基準額の3分の1）として交付される。

○財政安定化基金交付金

市町村において災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じて国民健康保険事業費納付金が納付できない場合、都道府県の財政安定化基金から交付されるもの。

【歳出】

◆総務費

国民健康保険の事務の執行に要する職員給与費や事務費（国民健康保険の資格・給付事務、賦課・徴収事務、運営協議会の運営等に要する費用）

◆保険給付費

◇療養給付費

保険事故が発生したときに、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術といった物・サービスのかたちで行われる給付（現物給付）。被保険者が医療機関の窓口で支払った一部負担金を除いた部分に対して保険給付を行い、保険者の負担割合は、未就学児の被保険者は8割、70歳以上の被保険者は所得に応じて8割又は7割、その他の被保険者は7割となっている。

◇療養費

被保険者が、やむを得ない事情のため、医療費の全額をいったん医療機関の窓口で支払った場合などに、世帯主からの支給申請に基づいて金銭のかたちで行われる給付（現金給付）。

◇高額療養費

被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合に、世帯主からの支給申請に基づいて行う保険給付

◆国民健康保険事業費納付金

国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村から徴収する納付金

◆保健事業費

被保険者の健康の保持増進を図るための事業に要する費用（山口市では、特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、簡易脳ドック、重症化予防事業、健康づくり教室等の実施に要する費用、はり・きゅうの施術に対する助成に要する費用）

（参考） 都道府県で支出する拠出金等（平成29年度までは市町村で支出）

◇後期高齢者支援金等

後期高齢者医療制度の保険給付に充てるために拠出する支援金。費用負担の財源構成は、患者負担分を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、高齢者から広く薄く保険料（約1割）を徴収し、支援金は、各保険者の被保険者数に応じて負担し、社会保険診療報酬支払基金が徴収し、後期高齢者医療広域連合に交付する。

◇介護納付金

介護給付及び予防給付等に充てるために拠出する納付金。各保険者の40歳以上65歳未満の第2号被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金が徴収し、介護保険者に交付する。

国保用語解説（その他）

用語（五十音順）	用語の解説
異動届書	法の規定による取得届、喪失届、氏名変更届、世帯変更届、住所変更届、世帯主変更届及び住民基本台帳法の規定による届書のことであり、職権処理を含む。
医療給付費	法定給付として絶対的 ^① 必要給付たる療養の給付、療養費、移送費及び高額療養費などがある。
医療保険	医療保険は、疾病、負傷、出産又は死亡について保険給付を行う制度である。我が国の医療保険制度は、被用者、公務員等を対象とする被用者保険と農業者、自営業者等を対象とする地域保険に大別される。健康保険は前者に該当し、国民健康保険は後者に該当する。
応益割・応能割	保険料（税）の課税額を算出する基礎となる均等割及び平等割を応益割といい、所得割及び資産割を応能割という。
外国人の適用	住民基本台帳法の適用対象とされる外国人住民は国民健康保険の被保険者となる。また、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、3月以下の在留期間を決定された者であっても、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により、当該在留期間の始期から起算して3月を超えて滞在すると認められる者も国民健康保険の被保険者とされた。 ただし、いずれの場合でも、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うものは国民健康保険の適用除外となる。 当然のことではあるが、適用となる以上外国人についても強制加入であり、本人の意思により任意に加入・脱退できるものではない。
還付	公法上の収入について、過誤納にかかる徴収金が生じた場合に、当該過誤納金を納入義務者に返還することをいう。
擬制世帯	国保の被保険者の属する世帯で、その世帯主が被用者保険の被保険者である等により、国保の被保険者でない場合がある。この場合でも、その世帯員である国保の被保険者についての各種届出や保険料の納付義務は、当然に、その世帯主が負わなければならない。これは、同一世帯の中に、世帯主以外に相当の所得を有し、被用者保険の被扶養者とされないため等により国保の被保険者となる場合がある場合で、例外的なものであって、このような世帯を擬制世帯という。
給付制限	保険事故の発生に伴って当然発生する被保険者の受給権を制限することをいう。国保法上給付を制限する規定がおかれているのは、主として絶対的 ^① 必要給付である療養の給付費及び療養費の支給であって、相対的 ^② 必要給付である出産育児一時金の支給などの給付の制限は、条例又は規約で定めることができる。
繰入金	ある会計から他の会計に現金の所属を移す場合に、その移動を表す語として使われる用語であり、一般会計、他の特別会計及び基金等の間における相互の資金運用として繰り入れられる。
繰越金	歳入に編入された前年度における決算上の剰余金である。
継続給付	国民健康保険において、被保険者が健康保険法第3条第2項に該当する被保険者またはその被扶養者となったため、その資格を喪失した場合において、その資格喪失の際、現に療養の給付を受けていたときは、その病気又はけが及びこれによって発した病気について、継続してその保険者から療養の給付を受けることができるものをいう。
現役並み所得者	70歳以上の国保被保険者のうち一人でも基準所得以上の人がいる世帯に属する70歳以上の国保被保険者。所得判定は個人毎に行われるが、世帯内に一人でも該当者がいれば世帯内の70歳以上の者全員が現役並み所得者となる。一般の70歳以上の被保険者の一部負担割合は2割だが、現役並み所得者については3割となる。
現金給付	保険事故が発生した場合に支払われる保険給付のうち、物またはサービスに替えて現金で支払われる給付をいい、療養費、出産育児一時金、葬祭費等がこれに当たる。
限度額適用・標準負担額減額認定証	保険者が、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額の対象者であることを証する証。受診の際は医療機関の窓口 ^③ に被保険者証と併せて提示する。
現物給付	保険事故が発生した場合に支払われる保険給付のうち、物またはサービスの形で行われる給付をいう。一般的な例が療養の給付である。

用語（五十音順）	用語の解説
高額療養費	被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等に、その超える額を保険給付する制度及びその金額をいう。 高額療養費には、同一月内において世帯内の一部負担金の額を合算して支給する世帯合算分、過去12か月間で4回以上高額療養費が支給されることとなる場合に支給する多数該当分、長期にわたり高額な治療を継続しなければならない疾病について支給する長期疾病分、70歳以上の被保険者の外来療養に係る一部負担金の年間合算額が高額な場合に支給する外来年間合算分がある。
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の一部負担金の合算額が高額な場合に、世帯主からの支給申請に基づき保険給付する制度及びその金額をいう。
高齢受給者証	70歳以上の被保険者の負担割合（2割（1割）、3割の別）を示す証。受診の際には医療機関の窓口で被保険者証と併せて提示する。
国保優先	感染症予防医療法等他の法令による公費負担が国保の一部負担金相当部分について行われる場合の当該負担額である。 なお、都道府県または市町村の条例による公費負担（いわゆる県単など）はここに含まれることとなる。
国庫支出金	国保事業の健全な運営と円滑な推進を確保するために、国が用途を特定して財政面において行う各種の負担金、補助金の総称。
国民健康保険事業費納付金	国民健康保険法第75条の7の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村から徴収するもの。
国民健康保険団体連合会	国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために国保法に基づき設立する公法人であり、主要な事業は、診療報酬の審査支払、保険者事務処理に係る共同事業、国保制度の広報宣伝及び事務研究などがある。
国民健康保険会 中央会	都道府県国保連合会を会員として組織された団体で、国保事業の普及と健全な運営等を確保することを目的とする公益社団法人である。
国民健康保険 特別会計	市町村における国保事業を行うための費用の経理を一般会計と区分して行うために設けられる特別会計であって、直営診療施設を設置している市町村では事業勘定と直診勘定に分けられる。なお、国民健康保険特別会計の財務事務の一般原則は、自治法の適用を受ける。
国民健康保険料（税）	市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。ただし、市町村が保険税を徴収するときは、保険料を徴収しない。費用を賄う方法として、このように保険料と保険税の2種類の徴収金が認められている。
混合世帯	退職被保険者本人及びその被扶養者と一般被保険者で構成されている世帯である。
ジェネリック医薬品 （後発医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等なものとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品のこと。
事業月報・年報	事業月報は、国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定例的に報告するものである。また、事業年報は、これら事業月報を年間総括して毎年度の事業状況などを明らかにするためのものである。
時効	国保法の定める時効は、消滅時効だけでなく、次のようなものを時効期間を2年間で定めている。①保険料、市町村が直接徴収する一部負担金、不正利得に関する徴収金及び国保組合又は国保連合会が徴収する過剰金等、②過納又は誤納となった「①」の徴収金の返還を受ける権利、③現金納付を受ける権利 この他、民法、自治法及び地方税法の規定により、時効期間が5年又は10年となるものがある。
住所	「各人の生活の本拠」たる場所（民法第22条）とされるが、何をもちて生活の本拠とするかについては、一般に一定の地を生活の本拠とする意志と、その地に常住する事実との二つの標準があるとされている。また、住所は単数か、複数か、学説は分かれているが国保にあっては、制度の性質上住所複数説は採用されていない。
住所変更届	世帯主が住所を変更したことに伴う届書のすることである。

用語（五十音順）	用語の解説
他法負担分	療養給付費・療養費の費用額のうち国保法以外の法令または保険者の条例以外の条例による国、都道府県、市町村等の負担額であり、国保優先及び他法優先に分けられる。
他法優先	他の法令による公費負担が国保に優先して行われる場合の当該負担である。この場合、公費負担が行われた部分について国保の保険給付は行われない。
調剤	院外処方せんにより行われた調剤報酬をいい、調剤報酬明細書により請求される。
月割賦課	保険料の賦課期日後に国民健康保険の被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合などにおいて、その被保険者であった月数に応じて当該年度分の保険料を按分して賦課することを月割賦課という。
低所得Ⅰ	70歳以上の被保険者が、その属する世帯の世帯主及び国保被保険者全員が療養のあった月の属する年度の住民税非課税者・免除者である場合であって、かつ所得が一定基準を満たす場合。
低所得Ⅱ	70歳以上の被保険者が、その属する世帯の世帯主及び国保被保険者全員が療養のあった月の属する年度の住民税非課税者・免除者である場合。
適用除外	国保法は、都道府県の正域内に住所を有する者は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とするが、他の医療保険の被保険者及びその家族あるいは生活困窮者で公の保護を受けるなど保険料拠出能力がない者などは、国保法の適用が除外される。
データヘルス計画	特定健康診査やレセプトなどから得られるデータの分析に基づいて、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画。
特定健康診査	生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見するため、公的医療保険の保険者が、加入者を対象として、腹囲、身長、体重、血圧及び血液などの検査を行うこと。
特定同一世帯所属者	<p>後期高齢者医療の被保険者（高確法第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後5年が経過する月までの間にあるものに限る。）のうち、次の①及び②に該当する者をいう。</p> <p>①後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の資格を有する者</p> <p>②後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である者に限る。）と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）</p>
特定保健指導	公的医療保険の保険者が、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病予防のため、健康の保持に努める必要がある者に対して行う保健指導。特定健康診査で、腹囲やBMI（体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数）などから生活習慣病のリスクが高いと判断された者に対して指導を行う。
特別療養費	被保険者資格証明書の発行を受けた世帯主の世帯に属する被保険者が、保険医療機関等で診療又は調剤の支給を受けたときは、療養の給付、保険外併用療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費又は訪問看護療養費等の支給は行わず、これに代えて療養費を支給することとされている。この療養費を特別療養費という。
任意給付	法定給付以外に、一定の限度内において保険者の自主的な決定によって給付することが認められている。これが任意給付であり、国保では、傷病手当金等がこれに当たる。
被保険者	都道府県の区域内に住所を有する者、国保組合にあっては組合員及び組合員と同一の世帯に属する者をそれぞれ被保険者とする。なお、他の医療保険制度の加入者等は適用除外となる。
被保険者資格証明書	保険者が、法第9条第3項及び第4項の規定に基づき、保険料（税）を滞納している世帯主に対し被保険者証の返還を求め、それに代わるものとして交付する（ただし、世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）ものである。なお、この措置は平成12年4月より義務化された。
被保険者証	被保険者証は、被保険者であることを示す証明書としての性格と、療養の給付を受ける場合の受診券としての性格をあわせもっている。被保険者証の様式は、被保険者や医療担当者の利便を考え、全国的に統一されている。

用語（五十音順）	用語の解説
標準負担額 減額認定証	70歳未満の被保険者が、食事療養標準負担額減額の対象者であることを証する証。受診の際には医療機関の窓口にて被保険者証と併せて提示する。
訪問看護療養費	疾病又は負傷により居宅において継続的に療養を受ける状態にある者が「訪問看護ステーション」から訪問看護サービスを受けた場合に支給される。
保険給付	法定給付として絶対的必要給付たる療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、移送費、療養費及び高額療養費等の支給、相対的必要給付たる出産育児一時金及び葬祭給付（葬祭費の支給）。また、任意給付として、傷病手当金などがある。
保険給付費	保険者が負担する療養給付費、療養費、移送費、高額療養費、出産育児一時金、その他の保険給付にかかる支出額の合計である。 なお、療養給付費、療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の額については、一般被保険者分と退職被保険者等分は区別されているが、その他の保険給付は区別されていない。
保険事故	国保の保険事故としては、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡の4種類がある。
保健事業	市町村、組合又は国保連合会が被保険者の健康の保持増進などのために行う事業。主なものとしては、直営診療施設の設置及び運営、健康相談、健康診査、健康教育などがある。
保険者	保険者とは、元来、損害保険などの保険契約において、保険事故が発生した場合に損害の補てん等の義務のある者をいうのであるが、国保においても、この用語の例にならぬ保険事業を行うものを指す言葉として用いている。国保の保険者となりうる者は、都道府県、市町村及び国保組合に限られている。
保険者負担分	法の規定により保険者が負担することとされている療養給付費・療養費の費用額の7割相当分（定率支給標準額）の額（入院時食事療養及び生活療養については費用額から食事療養及び生活療養標準負担額を控除した額）であり、費用額から他法負担及び一部負担金（高額療養費を含む）を控除したものとなる。
保険料（税）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金であり、市町村国保において保険料を徴収しないときは保険料を徴収することとなる。また、国保組合にあっては常に保険料として徴収される。料と税はその法的根拠が異なるが、実際の賦課方法等については大きく異なる点はない。
保険料の軽減	国保の被保険者には比較的低所得者が多く、保険料負担が過重となるものがあり、これを避けるため、一定の所得以下の世帯について保険料を軽減する措置が講じられている。平成22年度から、応益割合にかかわらず、「7割、5割、2割」軽減が可能となっている。
予備費	歳出予算に計上され、予算額の支出又は予算超過の支出に充当される。事業月報ではその充当額を予備費の支出欄に計上せず、該当する他の科目に計上されることになる。
療養の給付	国保における原則的医療給付であり、現物給付として行われる。また、その内容としては、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護がある（法第36条）。
療養費	国保における補完的医療給付であり、現金給付として行われる。一旦自費で療養を受けて事後に現金でその費用（療養に要した費用から一部負担金に相当する額を控除した額）を市町村又は組合から受けることになる。支給を受けることができるのは、保険医療機関がない地域で患った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難であると認められるとき及び療養の給付を受けないことにつき緊急その他やむを得ない理由によるものと市町村又は組合が認めたときである。
レセプト	レセプトとは、「診療報酬明細書」の通称であり、保険医療機関等が被保険者の診療を行ったとき、医療費をその患者の加入する医療保険の保険者に対して請求する診療報酬請求書（法第45条）に添付する書類であり、患者ごとに毎月1枚作成し、各月に実際に行った診療内容及び診療行為に要した費用の額を記入するもので、診療内容の明細を示すために作成される。

国民健康保険関係法令（抜粋）

【国民健康保険法】 昭和33年12月27日 法律第192号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

（国、都道府県及び市町村の責務）

第4条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。第9条第3項、第7項及び第10項、第11条第2項、第63条の2、第81条の2第1項各号並びに第9項第2号及び第3号、第82条の2第2項第2号及び第3号並びに附則第7条第1項第3号並びに第21条第3項第3号及び第4項第3号において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前2項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第2項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（被保険者）

第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としなない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（2）船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

（3）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

（4）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（5）健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

（6）船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

（7）健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

（8）高齢者の医療に確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者

（9）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

（10）国民健康保険組合の被保険者

（11）その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

（特別会計）

第10条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

【国民健康保険法施行令】 昭和33年12月27日 政令第362号

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 法第11条第1項に定める協議会(第5項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第5条第1項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。
(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。41

【山口市国民健康保険条例】 平成17年10月1日 条例第134号

第2章 国民健康保険運営協議会

(設置)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する協議会として山口市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

山口市国民健康保険条例施行規則】 平成17年10月1日 規則第107号

第2章 国民健康保険運営協議会

(委員の委嘱)

第2条 条例第2条第1項に規定する山口市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、市長が委嘱する。

(会長の職務)

第3条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱(補欠委員の委嘱を含まない。)後最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

2 会長は、委員総数の3分の1以上の者から協議会に付議すべき事件を示して招集の請求があったときは、協議会を招集しなければならない。

(定足数)

第5条 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条第2項各号の委員のうち第4号に定める委員1人以上及びその他の号の委員それぞれ2人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議長)

第6条 会長は、協議会の会議の議長となる。

(表決)

第7条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(意見等の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験者又は利害関係人から意見を聴くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、市長に対し資料の提出を求めることができる。

(会議録の調製)

第9条 会長は、会議録を調製したときは、その写しを添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

(委員の辞職)

第10条 委員は、条例第2条第2項各号に規定する代表として資格を失ったときは、その職を失う。

2 委員は、市長の同意を得て、その職を辞することができる。

3 会長は、協議会の同意を得て、その職を辞することができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保険年金課において処理する。

